

2018年度 活動予算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:円)

【収入の部】	前年実績	予算	差額	備考
I 経常収益				
1. 受取会費				
・正会員会費	50,000	50,000	0	
・サポート会員会費(団体)	20,000	20,000	0	3団体
2. 受取寄附金	465,115	170,000	△ 295,115	
・ナラ枯れ	(71,280)	(70,000)		ナラ枯れ防止資材
・DVD募金他	(393,835)	(100,000)		DVD募金(30枚)他
3. 受取助成金	349,000	108,000	△ 241,000	阪急阪神ホールディングス
会費・寄付金・助成金収入	884,115	348,000	△ 536,115	
4. 事業収益				
・公益信託山麓保全ファンド事業収益	6,300,000	6,300,000	0	
・市民イベント事業収益	469,000	469,000	0	
・箕面ビジターセンター事業収益	3,206,400	3,300,000	93,600	
・自然休養林事業収益	70,000	70,000	0	
・人材育成事業収益	264,000	272,000	8,000	森の学校・山麓学習
・森のセラピー事業収益	218,000	210,000	△ 8,000	マンスリーセラピーなど
・講師/委員派遣収益	157,340	55,000	△ 102,340	
5. その他収益				
・受取利息、雑収入	85,439	15,000	△ 70,439	
事業収入	10,770,179	10,691,000	△ 79,179	
経常収益計	11,654,294	11,039,000	△ 615,294	

【支出の部】	前年実績	予算	差額	備考
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給与手当	4,316,607	4,272,000	△ 44,607	
法定福利費	696,345	710,000	13,655	
人件費計	5,012,952	4,982,000	△ 30,952	
(2) その他経費				
雑給	318,500	322,000	3,500	ナラ枯れ・ファンド事務など
旅費交通費	48,740	50,000	1,260	
通信費	225,275	227,000	1,725	
会議費	73,046	38,000	△ 35,046	
広告宣伝費	150,000	150,000	0	全世帯広報1回
リース料	128,268	130,000	1,732	市民イベントなど
保険料	54,040	54,000	△ 40	
消耗品修繕費	241,231	253,000	11,769	
支払手数料	1,122,204	586,000	△ 536,204	HP、PC保守など
支払報酬費	1,638,520	1,658,000	19,480	ビジターセンター謝金など
印刷製本費	273,822	275,000	1,178	
その他経費計	4,273,646	3,743,000	△ 530,646	
事業費計	9,286,598	8,725,000	△ 561,598	
2. 管理費				
(1) 人件費				
人件費計	0	0	0	
(2) その他経費				
旅費交通費	53,560	54,000	440	駐車場料金など
通信費	118,713	119,000	287	固定・携帯電話、郵便代
会議費	13,445	10,000	△ 3,445	
賃借料	892,158	893,000	842	
水道光熱費	66,017	66,000	△ 17	
消耗品修繕費	133,013	131,000	△ 2,013	インク・用紙代など
租税公課	71,400	470,000	398,600	消費税・法人税均等割など
支払手数料	9,317	10,000	683	
支払報酬費	473,125	480,000	6,875	会計事務委託など
諸会費	25,400	25,000	△ 400	3団体
印刷製本費	35,725	0	△ 35,725	
雑費	6,000	6,000	0	
その他経費計	1,897,873	2,264,000	366,127	
管理費計	1,897,873	2,264,000	366,127	
3. 予備費	0	50,000	50,000	
経常費用計	11,184,471	11,039,000	△ 145,471	

その他 受取利息・雑収入	41			
営業外損失 雑損失	1,065			
当期正味財産増減額	468,799	0	△ 468,799	
前期繰越正味財産額	2,497,051			
次期繰越正味財産額	2,965,850			

(注記) ・箕面ビジターセンター事業収入は、10月以降も受託する計画で予算化
 ・2019年5月に消費税を納付する必要があることから、未払消費税 400,000円を予算化